

重症心身障がい児（者）医療体制構築事業施設・設備整備費補助金交付要綱

平成27年9月1日
福祉保健部障がい福祉課

（趣旨）

第1条 県は、県内の在宅の重症心身障がい児（者）（以下「重心児（者）」という。）の在宅サービスの充実を図ることを目的として、医療的ケアが必要な重心児（者）の受入定員の拡大若しくは受入機能の拡充又は新たな受入れを図る短期入所事業所、生活介護事業所又は日中一時支援事業所（以下「短期入所事業所等」という。）の設置者（法人格を有する者であること。当該事業所を新たに設置しようとする者を含む。）に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による指定を受けた法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。
- (2) 医療型短期入所事業所 法第29条第1項の規定による指定を受けた法第5条第8項に規定する短期入所を実施する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- (3) 福祉型短期入所事業所 医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。
- (4) 生活介護事業所 法第29条第1項の規定による指定を受けた法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所をいう。
- (5) 日中一時支援事業所 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく日中一時支援事業を実施する事業所をいう。

（補助対象経費及び補助額等）

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及びその補助額等は、別表1のとおりとする。

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和

63年法律第 108号) に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第 226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 知事の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 申請者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

3 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 県税に未納があること
- (2) 地方税法(昭和25年法律第 226号)第 321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない者又は特別徴収を開始することを誓約していない者

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第10条第2項第1号の規定により内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の増減を伴わないものであって、事業実施年度における対象経費ごとの補助対象経費の額の20パーセントを超えない額の変更については、この限りでない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書

- (3) 施設・設備整備にあつては、変更後の内訳書
- (4) その他参考となる資料

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表2の書類を添えて、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- 2 第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入に係る消費税等相当額報告書(別記様式第9号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とし、同項第2号の規定により知事の定める財産は、価格が30万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年度の予算に係る重症心身障がい児(者)在宅生活支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行し、平成29年度の予算に係る重症心身障がい児(者)医療体制構築事業施設・設備整備費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

1 事業所区分	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助額
医療型短期入所事業所	<p>（新規事業所開設の場合） 1 法人当たり 9,000千円</p> <p>（既存事業所の拡充の場合） 1 法人当たり 4,500千円</p>	<p>(1) 施設整備費 短期入所事業所等が医療的ケアが必要な重心児（者）の受入定員の拡大若しくは受入機能の拡充又は新たな受入れに必要な施設整備に要する経費（工事事務費は除く。）</p> <p>(2) 設備整備費 短期入所事業所等が医療的ケアが必要な重心児（者）の受入定員の拡大若しくは受入機能の拡充又は新たな受入れに必要な設備整備に要する経費（設置工事費を含み、工事事務費は除く。）</p>	<p>第3欄に定める対象経費と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と第2欄に定める額を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を補助額とする。</p>
福祉型短期入所事業所	<p>（新規事業所開設の場合） 1 法人当たり 6,000千円</p> <p>（既存事業所の拡充の場合） 1 法人当たり 3,000千円</p>	<p>(3) 備品購入費 短期入所事業所等が医療的ケアが必要な重心児（者）の受入定員の拡大若しくは受入機能の拡充又は新たな受入れに必要な備品購入に要する経費（設置費用を含む。）</p>	
生活介護事業所及び日中一時支援事業所	<p>1 法人当たり 3,000千円</p>	<p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>	

※ 一つの法人が複数の事業所区分について申請を行うことはできないものとする。

別表 2 (第 4 条、第 9 条関係)

1 交付申請	2 実績報告
<ul style="list-style-type: none"> ・経費所要額調 (別記様式第 1 号) ・事業計画書 (別記様式第 2 号) ・収支予算書 (別記様式第 3 号) ・誓約書 (別記様式第 4 号) ・特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 5 号) ・県税に係る納税証明書等 ・補助事業対象施設の概況書 ・その他参考となる書類 	<p>施設整備費</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書 (別記様式第 2 号) ・経費精算額調 (別記様式第 7 号) ・収支決算書 (別記様式第 8 号) ・契約書の写し ・検収調書の写し ・補助事業完成後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真 ・補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を示すこと。) ・工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書 ・建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) の規定による竣工検査書の写し ・その他参考となる書類
	<p>設備整備費</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書 (別記様式第 2 号) ・経費精算額調 (別記様式第 7 号) ・収支決算書 (別記様式第 8 号) ・契約書の写し ・検収調書の写し ・補助事業の概要を示す写真 ・その他参考となる書類
	<p>備品購入費</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書 (別記様式第 2 号) ・経費精算額調 (別記様式第 7 号) ・収支決算書 (別記様式第 8 号) ・契約書の写し ・補助事業の概要を示す写真 ・その他参考となる書類

別記
様式第1号（第4条関係）

経費所要額調

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引事業費 C(=A-B)	対象経費の支出予定額 D	県補助基本額 E	補助率 F(=1/2)	E×F G	予算の範囲内で知事が必要と認める額 H	県補助所要額 I
円	円	円	円	円		円	円	円

- 1 E欄は、C欄、D欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 2 G欄は、E欄の額にF欄の率を乗じた額を記入すること。
- 3 I欄は、G欄、H欄を比較して最も少ない額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

様式第2号（第4条、第9条関係）

事業計画（実績）書

1 施設整備費

(1) 事業の名称

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 施設整備の内容

敷地の状況	敷地面積 m^2 （自己所有地、借地、買入（予定））				
建物の構造	造 階建				
建物の面積	建築面積	m^2			
	延べ床面積	m^2			
工事の施工方法		直 営 ・ 請 負			
施工（予定）期間		着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日			
整備費内訳	費 目	面積	単 価	金 額	備 考
		m^2	円	円	
	合 計				
財源内訳	区 分	金額	備 考		
	(1) 県補助金	円	(内 訳)		
	(2) 寄付金その他の収入				
	(3) 自己負担				
合 計					
事業内容（事業効果）					

2 設備整備費

(1) 事業の名称

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価 円	金額 円	設置場所	備考
合計	—	—	—	—		—	

(4) 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 寄付金その他の収入 (3) 自己負担		(内訳)
合計		

(5) 事業内容（事業効果）

3 備品購入費

(1) 事業の名称

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 備品購入の内容

品名	銘柄	規格	数量	単価 円	金額 円	設置場所	備考
合計	—	—	—	—		—	

(4) 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 寄付金その他の収入 (3) 自己負担		(内訳)
合計		

(5) 事業内容（事業効果）

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

（単位：円）

区 分	県補助金	寄付金 その他の収入	自己負担	合 計
合 計				

2 支 出

（単位：円）

区 分	費 目	予算額	積 算 内 訳
合 計			

様式第4号（第4条、規則第4条の2関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
生年月日 年 月 日 (性別)

誓 約 書

私は、○○年度○○○○○補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからエまでのいずれにも該当する者ではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからエまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： _____

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、平成 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

市（町・村）確認印

様式第 6 号（第 8 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名



重症心身障がい児（者）医療体制構築事業施設・設備整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった重症心身障がい児（者）
医療体制構築事業施設・設備整備に係る事業計画を下記のとおり変更したいので、重症心
身障がい児（者）医療体制構築事業施設・設備整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金(変更)交付申請額 金 円
- 2 計画変更の概要及び理由
- 3 関係書類
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支予算書
 - (3) 施設・設備等の整備にあつてはその内訳書
 - (4) その他参考となる資料

様式第7号（第9条関係）

経費精算額調

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引事業費 C(=A-B)	対象経費の実支出額 D	県補助基本額 E	補助率 F(=1/2)	E×F G	予算の範囲内で知事が必要と認める額 H	県補助所要額 I	県補助交付決定額 J	県補助受入済額 K	差引過不足額 L(=I-K)
円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円

- 1 E欄は、C欄、D欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 2 G欄は、E欄の額にF欄の率を乗じた額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。
- 3 I欄は、G欄とH欄を比較して最も少ない額を記入すること。

3 支出明細

(単位：円)

区 分	費 目	決 算 額	積 算 内 訳

様式第9号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名



年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった重症心身障がい児（者）医療体制構築事業施設・設備整備費補助金について、重症心身障がい児（者）医療体制構築事業施設・設備整備費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額又は事業実績報告による精算額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額） | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |